事業	所名 こどもサポー	トさくらんに				支援プロ	コグラム	作成日 2025 年	9月	30 日	
法	人(事業所)理念	子ども及び保護者の意志及び人格を尊重し、適切な指定児童発達支援サービスを提供します。									
支援方針		・利用者が日常生活における基本的動作及び知識技能を習得し、集団生活に適応できるよう、また、生活能力の向上のために必要な訓練を行い、社会との交流を図ることができるよう、利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて、適切かつ効果的指導及び訓練を行います。 ・利用者の意志及び人格を尊重して常に利用者の立場に立った適切かつ効果的な支援を行います。 ・地域及び家庭との結びつきを重視し、関係市町村、障害福祉サービスを行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービスを提供する者との密接な連携に努めます。 ・法及び「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準」に定める内容のほか関係法令等を遵守し、事業を実施いたします。									
		月~金	8 時	00 分から	16 時	45 分まで	送迎実施の有無	あり			
本人支援	健康・生活	支援内容 ・子どもが食事、排泄、睡眠、衣類の着脱等の生活に必要な基本的生活習慣の形成ができるよう、生活状況を把握し、環境の調整等を保護者に伝えながら適切な支援を行います。 ・専門職による子どもの特性に応じた個別支援を行います。									
	運動・感覚	・身体を動かすことが楽しいと思える、自ら遊びに参加できるような環境の設定を行います。 ・日常生活に必要な動作の基本となる姿勢保持や上肢・下肢の運動・動作の改善及び習得、筋力の維持・強化を図ります。 ・保有する視覚、聴覚、触覚、嗅覚、固有覚、前庭覚等の感覚を十分に活用できるよう、遊び等を通して支援を行います。 ・感覚の特性(感覚の過敏や鈍麻)を踏まえ、感覚の偏りに対する環境調整等の支援を行います。 ・微細運動(引っ張る、つかむ、つまむ、回す、通す、はめる、入れるなどの手先の動きを玩具や教材などを使ったプログラムを行います。									
	認知・行動	・視覚、聴覚、触覚等の感覚を十分活用して、認知機能の発達を促します。 ・物の機能や属性、形、色、音、大小、数、重さ、空間、時間等の概念の形成を図ります。 ・感覚や認知の偏り、コミュニケーションの困難性から生ずる行動障害の予防や適切行動への対応の支援を行います。									
	言語 コミュニケーション	・言葉だけでなく、発達に応じて、表情や身振り等を用いて双方向のコミュニケーションが成立するための必要な基礎的な能力を身につけることができるよう支援を行います。 ・具体的な事物や体験と言葉の意味を結びつけながら、語彙を増やし、言語を理解する力や表現する力を高めていけるように支援を行います。 ・相手と同じものに注意を向け、その行動や意図を理解・推測するといった共同注意の獲得等を含めたコミュニケーション能力の向上のための支援を行います。 ・場や相手の状況に応じて、主体的にコミュニケーションを展開できるよう支援を行います。 ・言語聴覚士による子どもの特性に応じ、必要な個別支援を行います。									
	人間関係 社会性	 ・見立て遊びやごっこ遊び等の活動を通して、徐々に社会性や対人関係の芽生えを支援します。 ・自身の感情が崩れたり不安になった際に、自身の気持ちの理解や情動の調整ができるよう支援を行います。 ・集団での活動に参加するために必要な手順やルールを理解できるよう支援を行います。 ・大人を介在して自分のできること、できないこと等、自分の行動を特徴を理解するとともに気持ちや情動の調節ができるように支援します。 									
家族支援		す。 ・保護者同: ・こどもの	士の交流の機	困りごとに対 会を提供しま 性の理解に向 ング等)	す。		移行支援	・就学先や移行先の選択について助を行います。 ・家族への情報提供や就学先等の行います。 ・移行先と支援方針・支援内容の	見学調整を対	必要に応じて	
地域支援・地域連携		の情報連携· 行います。	や調整、支援 また、こども	が通う保育所 方法や環境調 が利用する障 他の障害児通	整等に関する 害児相談支持	る相談援助を 援事業所や障	職員の質の向上	・児童発達支援ガイドラインの内など基礎知識に関する研修を行い ・指導後等にスタッフミーティン 検討や見直しを定期的に行います	ます・ グをに行い、		
	主な行事等	季節の行事、	季節の行事、避難訓練、散歩等								